

議案第 64 号

財産の取得について

多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例（平成 17 年多可町条例第 58 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 23 日提出

多可町長 吉 田 一 四

- 1 財産の種類 動産（物品）
- 2 財産の名称 児童生徒用コンピュータ
- 3 品名及び数量 コンピュータ 1, 402 点
- 4 取得の金額 62, 921, 760 円  
(うち消費税 5, 720, 160 円)
- 5 契約の方法 兵庫県教育の情報化推進協議会による一般競争入札により単価決定した業者と随意契約
- 6 契約の相手方 兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 1290-4  
日本電通株式会社 神戸支店  
支店長 告野 貴彦